

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-5
提出年月日	令和5年3月30日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	全般	「〇〇内」に設置（又は保管）する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-3	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、 （新）自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-4, 1.19-5, 1.19-7	以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 （旧）第1.19-1図, 第1.19-1表, 第1.19-2表, 第1.19-3表 （新）第1.19_1図, 第1.19_1表, 第1.19_2表, 第1.19_3表	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-10	適正化のため、以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）⑦使用中に乾電池の残量が <u>無</u> くなった場合は、予備の乾電池と交換する。 （新）⑦使用中に乾電池の残量が <u>少</u> なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-15	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）②充電式電池の残量が少ない場合、他の端末又は予備の充電式電池を交換する。 （新）②充電式電池の残量が少ない場合、他の端末又は予備の充電式電池と交換する。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-22	第1.19-1図 通信連絡設備の系統概要図  以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 （旧）プロセス計算機等 （新） <u>プラント</u> 計算機等 また、衛星電話設備（携帯型）および無線連絡設備（携帯型）を使用場所である屋外に記載を移動しました。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-23	第1.19-1表 重大事故等における対応手段と整備する手順  以下の脱字を修正しました（下線部参照）。 （旧）無線連絡設備（固定型） （新）無線連絡設備（固定型） <u>※1</u>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-25	第1.19-3表のタイトルを下記の通り修正しました。 （旧）第1.19-3表 審査基準における要求事項ごとの電力の供給対象設備 （新）第1.19-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-29	添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧 (1/3)  以下の理由のとおり、記載を修正しました。 ・無停電電源の耐量時間の明確化 ・移動無線設備 (固定型) の電源の誤記修正 (無停電電源 (蓄電器) →通信機器電源 (蓄電池))	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-30	添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧 (2/3)  無停電電源の耐量時間の明確化のため、記載を修正しました。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-33	以下の記載を修正しました (下線部参照)。 (旧) 発電所建屋外は無線連絡設備、衛星電話設備のうち衛星電話設備 (固定型) 又は衛星電話設備のうち衛星電話設備 (携帯型)、… (新) 発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、…	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-58	第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例  使用箇所及び最寄りの中継点に記載の建屋高さに「T.P.」を追記しました。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-62	添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備 (発電所内) の優先順位及び設備種別  以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ①無線通話装置 (車載型) (新) ①移動無線設備 (車載型)  (旧) 優先順位については、今後、訓練速を通して見直しを行う。 (新) 優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-63	添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備 (発電所外) の優先順位及び設備種別  以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) TV会議 (新) テレビ会議  (旧) 優先順位については、今後、訓練速を通して見直しを行う。 (新) 優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0)	1.19-65	以下の誤記を修正しました (下線部参照)。 (旧) 通信連絡に関する手順書について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。 (新) 通信連絡に関する手順書について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。	